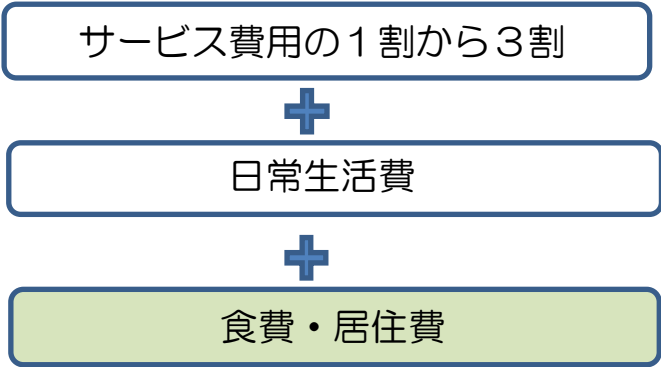


施設サービスにおける食費・居住費の負担軽減について

介護保険施設を利用したサービスは



が利用者の負担になります。



介護保険施設を利用したサービスとは

1. 施設に入所するサービス
- ① 介護老人福祉施設
② 介護老人保健施設
③ 介護医療院
2. 施設に短期入所するサービス
- ① 短期入所生活介護
② 短期入所療養介護
- があります。

このうち食費と居住費（お部屋代）は、課税状況や年金収入の状況に応じて負担が軽減されます。
次の表の第1段階～第3段階の方は、申請により減額され、食費・居住費については負担限度額までの負担となります。
負担限度額を超えた部分については介護保険でまかなわれます。

負担限度額（1日あたり）

利用者負担限度額		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		
		ユニット型		従来型 個 室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	
		個室	個室的多床室					
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	880円	550円	(i) 380円 (ii) 550円	0円	300円	300円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人が合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	880円	550円	(i) 480円 (ii) 550円	430円	390円	600円	
第3段階	① 世帯全員が住民税非課税で、本人が合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円越120万円以下の方	1,370円	1,370円	(i) 880円 (ii) 1,370円	430円	650円	1,000円	
	② 世帯全員が住民税非課税で、本人が合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円越の方	1,370円	1,370円	(i) 880円 (ii) 1,370円	430円	1,360円	1,300円	
注: 第4段階 基準費用額		住民税世帯課税の方	2,066円	1,728円	(i) 1,231円	(i) 915円	1,445円	1,445円
					(ii) 1,728円	(ii) 437円		

(i) は介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所及び短期入所生活介護を利用した場合の額
(ii) は介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所療養介護を利用した場合の額
注: 第4段階の食費と居住費は、基準となる額(基準費用額)が定められていますが、実際に負担する額は、施設と利用者との間の契約により決められます。

※ 上記に当てはまっても、次のいずれかに該当する場合は、軽減の対象となりません。

- 住民税非課税世帯でも、世帯が別の配偶者が住民税課税である場合
- 住民税非課税世帯でも、下記の預貯金等がある場合

第1段階	預貯金などが単身1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合
第2段階	預貯金などが単身 650万円、夫婦で1,650万円を超える場合
第3段階	① 預貯金などが単身 550万円、夫婦で1,550万円を超える場合
	② 預貯金などが単身 500万円、夫婦で1,500万円を超える場合

※ 2号被保険者の方は預貯金などが単身1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合に該当します。

■ 第4段階の方でも、高齢夫婦世帯で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者の在宅での生活が困難になるような場合に、一定の要件をすべて満たせば、第3段階として食費と居住費が減額される、特例減額措置もありますので、ご相談ください。